

すすく消費者

島根県 平成17年度 第19号
消費者教育情報紙

- 島根県消費者基本計画 (P1-P2)
- 消費者教育情報コーナー (P3)
- ・インターネットのトラブル対策

- 実践教育事例 (P4-P11)
- ・自立した消費者を育てるために
- ・個々のニーズに合った、賢い買い物ができる児童の育成
- ・経済の基礎知識を身につけた消費者を育てる社会科学習
- ・「生きる力」をはぐくむ技術・家庭科教育
- 教育資料・教材情報 (P12)
- ・「悪質商法対策ゲーム」
- ・賢い消費者になるためのお役立ちサイト

「島根県消費者基本計画」を策定しました

県民の消費生活の安定及び向上をめざし、消費者の自立を支援するため、島根県消費者保護条例が全面改正され、新たに島根県消費生活条例として平成17年10月1日より施行されました。

島根県消費者基本計画は、この新条例に基づき、消費者行政を実行あるものとするため定めたものです。計画期間は、平成17年度から平成19年度までの3年間です。

消費者教育関係を中心に計画の概要を紹介します。

消費者基本計画の考え方

計画策定にあたっては、島根県消費生活条例の目的である「県民の消費生活の安定及び向上を図る」ため、次の観点から施策を3本柱とし、消費者施策を推進します。

【島根らしさ】施策

特に本県の現状（高齢化・高齢者、豊かな自然環境等）を考慮に入れたもので、高齢者を地域で支える施策や、豊かな自然環境と共生するため、循環型の消費社会を目指す施策などを掲げました。



【自立支援】施策

島根県消費生活条例に規定する「消費者の権利確保のための基本的施策」であり、事業者の取り締まりや啓発活動及び消費者教育などの施策を掲げました。



島根県消費生活条例に規定する 「消費者の権利確保のための 基本的施策」

- 消費生活の安全の確保等.....危害防止、表示の適正化、価格等の調査
- 啓発活動及び消費者教育の推進等.....学校、地域、家庭、職場における消費者教育の推進
- 意見の反映及び透明性の確保.....施策策定の過程の透明性を確保する
- 消費者被害の救済.....苦情処理及び紛争解決の促進等
- 消費者個人情報の保護.....個人情報に資する苦情の適切な処理
- 高度情報通信社会等への対応等.....消費者の年齢等特性に配慮した施策

【市町村に対する支援】施策

県民にとって最も身近な行政窓口である市町村に対する県としての支援施策であり、消費者相談窓口担当者の研修などの施策を掲げました。（条例：技術的助言、情報提供、その他の支援）



現状と課題(消費者教育)

(1)家庭教育における消費者教育

近年、生活スタイルや社会・生活環境の変化等を背景に、外食・中食が増加している。また、欠食・孤食・個食など特に子どもの食生活の乱れが問題となっており、家庭において食育による幼年期からの正しい食事や食習慣の定着を図るとともに、家族の団らんの場を通じて、子どもが健全な消費生活を営むうえでの価値観や人格形成を図る必要がある。

県は、啓発冊子の配布など積極的な情報提供・消費者啓発を行って家庭教育を支援するほか、PTA連合会等と連携した消費者教育が必要である。

(2)学校教育における消費者教育

コンピューターや携帯電話によるインターネットの利用普及を踏まえ、架空請求やインターネット販売に関するトラブル、出会い系サイト・アダルトサイトの利用などによる被害を未然に防ぐ教育を推進する必要がある。

また、若者の悪質商法による被害が増加しており、契約に関する法律の知識など、社会に出るために必要な基本的知識を身に付けさせ、自立した消費者として判断・行動できる力を育てることが重要である。

県は、教育委員会と連携し、教員用の指導資料の作成や教育センター等における研修などを実施する必要がある。

市町村は、小中学校において消費生活アドバイザーや市町村消費者問題研究会など、地域の人材や団体を活用した消費者教育を行うことを検討する必要がある。

(3)社会教育における消費者教育

社会人に対する消費者教育は、公民館等において消費者講座が実施されている。

また、消費者団体や婦人会等の社会教育団体が、様々な消費者啓発活動を行うなど、県内各地で消費者教育が積極的に行われている。

今後は、社会福祉協議会、民生児童委員協議会、老人クラブ連合会、商工団体、子育てサークル等、地域のさまざまな組織・団体等と連携及び団体間のネットワーク化を図り、若者、高齢者、職域など幅広い層を対象とした消費者教育の充実・強化を図る必要がある。

具体的な施策

3本柱の施策のうち、自立支援施策の中で取り上げられている7つの施策のうち「啓発活動及び教育の推進」の②学校教育における消費者教育の具体的な事業を紹介します。

- 1) 学校教育で消費者教育を行っている研究会に消費者教育の方法等の研究を委託する。
〔消費者教育実践研究委託事業：環境生活総務課（消費生活室）〕
- 2) 未成年者の消費者トラブルの未然防止等の必要性から、学校を通じ高校卒業前生徒に対し情報提供を行う。
〔学校における消費者教育支援事業（高校）：環境生活総務課（消費生活室）〕
- 3) 各小中学校において、消費者教育の全体計画が作成され、学校教育全体を通じて消費者教育が実施されるよう支援していく。
〔小中学校における消費者教育推進のための支援：義務教育課〕
- 4) 児童生徒に適切な金銭感覚を育てる場として、金銭金融研究指定校の取組をさらに充実させ、小中学校において保護者と協働して金銭教育を行う。
〔児童生徒、保護者を対象とした金銭教育研究指定事業：義務教育課〕
- 5) 家庭科、現代社会などの授業において、消費者を取り巻く現状やこれからの消費生活のあり方について指導する。また、講師を招き、全校生徒対象のセミナーを行う。
〔高等学校における消費者教育の充実：高校教育課〕

施策の評価

この計画で示した施策を、着実に実行していくためには、毎年行う県の行政評価に併せて検証を行うことが必要です。そのため県関係課で組織した島根県消費者行政推進会議を推進体制として、継続的な取り組みを行います。なお、施策の評価にあたっては、島根県消費生活審議会の意見を聴くものとし、評価については、毎年県（消費生活室）のHP等で公表します。

インターネットのトラブル対策

消費者センターに寄せられる消費者相談のうち、20歳未満の苦情相談を内容別に見ると、9割以上がオンライン等関連サービスで与められています。

便利なインターネットの普及に伴い増加したインターネット関連のトラブル対策について考えてみます。

トラブル事例

	内容・手口	対策
ワンクリック詐欺	携帯電話やパソコンでメールしたり、さまざまな情報提供サービスを利用している消費者をねらうものです。携帯電話に届いた広告メールにあったホームページをクリックしたり、アダルトナイトなどの画像をクリックしたら、いきなり入会したことになって入会金などを請求されるケースです。中には個人識別番号を表示し、「〇日以内に支払わなければ個人識別番号をたどって自宅に押しかける」などと脅迫し、請求する手口もあります。	<p>①個人識別番号などから個人情報は伝わることはない パソコンのIPアドレスや携帯電話の個人識別番号から個人情報が伝わることはないで、過度に不安になることはありません。知識のない利用者を不安にさせてお金を取るようとしています。慌てて業者へ連絡することは、新たな個人情報を知らせることになりますので避けてください。</p> <p>②画面上に請求書が表示されても驚いて支払わないこと これらの手口を用いている業者が“登録になりました”や“入会ありがとうございます”と表示しても、そもそも契約が有効に成立しているとは限りません。業者から請求されても安易に支払わず消費者センターに相談してください。</p> <p>③個人情報が盗み取られる場合もあり、不用意にアクセスしない 一方的に送られる電子メールに載っているアドレスに興味本位でアクセスしない、ダウンロードしないことが大切です。特にダウンロードすることで、ウイルスに感染したり、ファイルの中に個人情報を盗みとるプログラム(スパイウェアと言われるもの)が含まれていることもあります。万が一アクセス後に異常が発生したり、不安に思う場合には、ウイルスやスパイウェア対策のソフトで調べたり、相談窓口(※1)などにお問い合わせください。また、模擬体験できるソフト(※2)もあります。</p>
フィッシング詐欺	金融機関やインターネットオークション業者など実存する企業や組織を装ったメールやサイトを利用して、個人情報などを不正に入手します。具体的には、その企業をかたってホームページなどの偽サイトに誘導し、クレジットカード番号やID・パスワード、氏名などを入力させたり、クレジットカード会社を装いメールを使い個人情報を入手させる手口です。	<p>①個人の重要な情報を尋ねるメールは、必ず本物の企業に確認する 心当たりのない電子メールには十分注意が必要です。安易な返信は避け、再度確認してください。個人の重要な情報を尋ねるメールが困った場合は、名前が使われた機関へ電話で確認し、内容の真偽を取る事が重要です。</p> <p>②入力や返信してしまったら、早急に対策を取る うっかり、入力や返信をしてしまったら、すぐに本物の機関へ連絡を取り、利用停止等の対応が可能な場合は依頼することが重要です。併せて、クレジットカードの利用明細や預金口座の通帳を定期的にチェックし、身に覚えのない取引がないか確認しましょう。</p> <p>③被害にあったら相談を 身に覚えのない取引に気がついた場合は、すぐに消費者センターにご相談ください。念のため、警察にも届けておきましょう。</p>
ネットオークション詐欺	インターネットオークションやネット通信販売で、前払いしたのに商品の引渡しが行われず連絡が取れないなどのケースです。また、匿名性の高い取引であることから、個人情報を悪用し、他人になりすましてオークションに参加し、架空の出品や落札を行い代金や商品をだまし取る手口もあります。	<p>①支払は慎重に 被害に遭わないためには、前払いは止め代金引換払いにする。または、オークションの場合、売り手と買い手の間に入り、商品の引渡しと代金の支払の仲介をする「エスクローサービス」を利用するなど支払方法で自衛することです。</p> <p>②相手を確認する 取引を行う場合、相手の住所・氏名・固定電話番号を確認し、評判なども事前に調べ、それらを印刷して保存するなどの注意が必要です。</p>

(※1) ウイルスやスパイウェアなどに関する相談窓口
コンピューターウイルス111番及び不正アクセス相談窓口
(紐) 情報処理推進機構セキュリティセンター
TEL.03-5978-1509(平日10:00～12:00、13:00～17:00)

(※2) スパイウェアやフィッシング詐欺の模擬体験ソフト
島根県警察本部生活安全企画課 TEL.0852-26-0110(9)

自立した消費者を育てるために

～食生活に関する授業を通して～

島根県高等学校家庭科研究会

(実施校：島根県立大田高等学校)

1. はじめに

私たち日本人の生活は第二次世界大戦後大きく変化し、いつでもどこでも欲しいものが欲しい時に何でも手に入る便利で豊かな生活をしている。そして、このことは食生活においても同様で、いつでも食べたいものを口にでき、外食産業の発達や加工食品・調理済み食品などの増加により手をかけなくても食べられるようになって、日本人の食生活は昔と大きく変わり、「飽食日本」という言葉がびつたりの現状である。しかし、その一方で食糧自給率は年々下がり現在約40%で、食料の半分以上は輸入に頼っている。これには、ポストハーベスト 農薬や遺伝子組み換え食品・食品添加物など安全性への不安をはじめとするいろいろな問題がある。また、この数年、狂牛病、鳥インフルエンザ、食品の偽装事件など食に関わる事件が相次ぎ、一昨年5月には食品安全基本法が成立した。このほかにも、食生活の洋風化に伴う生活習慣病の増加や子ども達の食の歪みなどの問題も見られ、食教育の必要性が言われ命の添である食が危ない状況にある。しかし、豊かな生活の中で暮らす生徒達には危機感が乏しく、これらの問題を身近なこととして捉えていないような消費行動も多く見られる。

そこで、本校では、授業内容の構成をこのような食生活の現状に即したものでして、生徒自らが問題を発見し、知識を得て自分の健康や命・暮らしを守る力を培うことができるような授業方法や教材・教具を工夫している。そして、夏休みの課題として家庭生活の改善を行うホームプロジェクトを実施し、学園祭で優秀作を展示して全校生徒や地域に紹介したり、外部講師を招いて話を聞く家庭科講演会を設けたり、学校家庭クラブ活動でも昨年度から食をテーマにして取り組んできた。また、これらの活動は、大田市の「健康まつり」でも地域で紹介された。今年度は、これらをさらに継続してすすめ、消費者としてどうあるべきかを考え、判断して、よりよい暮らしを創り出す力を培うことを目指して実践した。

2. 学習のねらいと指導計画

自ら考え、判断して、よりよい暮らしを創り出す自立した消費者としての力を培う。

- 食生活に関心を持ち、その現状を知る。
- 問題への対応を考え、実践する。(ホームプロジェクト、学校家庭クラブ活動への発展)

取り扱い単元名 「生活力をはぐくむ -食の生活-

- 食生活の現状と問題点を把握し、知識を得る
- 自らの生活で実践する(ホームプロジェクト、学校家庭クラブ活動への発展；地域への実践活動紹介)
- 地域や家庭との連携により、外部講師から学ぶ(家庭科講習会)

3. 実践の概要

本校では、「家庭総合」4単位を1・2年生で分割履修しており、食生活に関する内容は2年次で学ぶ。生徒達は、調理実習を楽しみにしているので、まず実習から入って日頃の食生活の実態を把握できるように「好きなものを好きなだけ作って食べることから問題点をみつけよう」というテーマで、各グループ毎に自由献立を立てて調理実習をした。それをもとに栄養バランスや摂るべき栄養素、食品添加物、遺伝子組み換え食品、日本人の食生活の現状と問題点、食糧自給率のことなどについて学んだ。さらに「いろいろな食品について学ぼう」というテーマで、グループ毎に食品の栄養的特徴、調理上の性質、加工品などについて調べて発表し、それをもとに関連の調理実験や実習、VTRなどを取り入れた授業展開にした。そして、最後に「心身の健康を保つ食事を作ろう」というテーマで献立を立てて再び調理実習をした。これらの一連の授業を通して、生徒達は日頃の食生活が心身の健康に大きく関わり、食に関する問題がいろいろと深刻化している現状を認識し、知識を深め、考えて選んで食べる基礎的な力を身につけたようである。調理実習のほか、調理実験、VTR、実物や実物標本、プリントなどにより、生徒達がより興味関心を持って授業に取り組み、理解しやすいような教材・教具の工夫に努めた。授業形態も自分の意見を出しやすく、お互いに協力しながら取り組めるグループ学習の機会を多く取り入れた。



加工食品に含まれる食品添加物の実験

また、学んだことに対する生徒達の声を「家庭科だより」にまとめて紹介することで、視野を広げられるように、そして次への動機づけにつながるよう工夫した。

さらに、身近ないろいろな問題に対して、生活者である私たちに何ができるか、何をすべきかを考え、夏休みを利用して各家庭での生活改善(ホームプロジェクト)を実施した。これは家庭での実践なので、生徒個人だけでなく、家族の意識や家庭生活を変える力にもなる。

「買い物をする時、消費期限だけでなく添加物なども見

るようになった。」「買い物の仕方が変わった。」「学校での実験やVTRのことを家でも話すようになり、家族の会話が増えた。」などの声が聞かれた。これらの実践を学園祭で展示して、全校生徒や地域に紹介した。また、教科活動である学校家庭クラブ活動(家庭科で学習した知識や技術を生かして学校内や地域の生活に目を向けて、問題点の解決や生活の向上を図る実践活動)でも、この2年間に食生活をテーマにして、全校生にアンケートを実施したり、地元の生産者やスーパーマーケットなどへ行って調べたり話を聞いたり、調理実験をしたりして、それらの結果をまとめたものを学園祭で発表した。昨年度は「スローフードのすすめ」、今年度は「スローライフのすすめ」というタイトルで発表して、全校生徒への啓蒙活動を行い、保護者や地域にもこれらの実践活動を紹介した。

さらに、本校では教科活動の一環として、授業で学んでいる内容について、専門的な知識を持ち地域で活動しておられる外部講師を招いて話を聞く家庭科講演会を設けているが、今年度は大田市役所および県立保健所から栄養士と保健師の方を講師および指導者として招いて、「思春期の栄養と健康」というタイトルで、話をさせていただいた。高校生の時期の食生活のあり方が現在だけでなく将来の健康にも関わるということをいろいろなデータをもとにパワーポイントを使ってわかりやすく話していただき、生徒達にとって食の重要性を再認識し、これからのあり方について考えるよい学びの場になったようである。また、当日は本校の教育活動の一端を紹介するために、保護者の方にも案内してお出かけいただき、家庭でも身近な食生活のあり方を見直し、話聞きたいという声も聞かれた。

これらの学園祭や講演会の様子や寄せられた感想は、「家庭科クラブだより」により生徒達に紹介したが、これも写真入りにしてその場の様子がわかりやすいように工夫し、各教室や廊下に掲示した。

このように、授業にしても教科活動にしても一方的な投げかけでなく、投げかけに対して寄せられた声は「家庭科だより」や「家庭科クラブだより」にまとめたり、発表したりして、常に双方からのやりとりのある実践となるように努めている。このことが、伝えたいことが生徒達に浸透していくだけでなく家庭や地域に広がっていくことにもつながっていると思う。

本校のこれらの取り組みは、大田市民会館および中央公民館で行われた「健康福祉フェスティバル」に出展し、地域に紹介された。こうして、地域の催しの場で高校生の実践が紹介されることは、教育活動の一端を知ってもらったり、その内容が各家庭に浸透していくことにもなり、意義のあることだと思う。



「いろいろな食品について学ぼう」



生徒達の声を形に〜「家庭科だより」



学園祭でのホームプロジェクト展示
テーマ「ともに生きる」



学園祭での家庭クラブ発表
タイトル「スローライフのすすめ」



家庭科講演会
タイトル「思春期の健康と栄養」



学園祭と講演会の様子 感想
「家庭科クラブだより」



「健康福祉フェスティバル」での展示

4. おわりに

以上のようなさまざまな取り組みを通して、生徒達の中に自分の健康や命・暮らしを守るために消費者としてどうあるべきかを考えて行動しようという姿勢が、少しずつ培われてきたように思う。そして、それはいろいろな機会を通して、家庭や地域にも広がっていったと思われる。今後、生徒がより主体的に学べるような効果的な教材・教員や授業方法を研究したり、他の領域においても自立した消費者を育てるための工夫をしていきたい。

個々のニーズに合った、 賢い買い物ができる児童の育成

～3年生「スーパーマーケットで働く人」の学習より～

島根県社会科教育研究会(小学校)

(実施校：江津市立郷田小学校)

1. 単元名 スーパーマーケットで働く人 (3、4年生社会科)

2. はじめに

本校校区付近には、大型ショッピングセンターやスーパーマーケット、そして小規模の商店が集まっている商店街があり、その中には、実際に本校の保護者が経営しているお店もある。そうした環境の中で、保護者だけではなく子どもたちもお店を使い分けて買い物をしている。しかし、それぞれのお店の特徴を知り、それを生かしながら買い物をしている児童は少ない。また、自分の欲しい物を買うことやお買い得な物を買うことがあっても、商品の価格、量、新鮮さ、品質、といったことに自ら着目して買い物をするのはあまりない。そして、買い物の詳細を残しておく、お小遣い帳などをつけている児童も少ない。

そこで、本単元においては、大型ショッピングセンターの見学や買い物体験を通して、お店の特徴や商品を選ぶ際に何を気をつけなければならないのかを考えさせたいと考えている。また、買い物をした際に必ずもらうレシートの見方を知り、自分の買い物の詳細や持っているお金の管理をしっかりと行うことができるようにしたいと考えている。

3. 指導にあたって

①指導計画 (12時間)

段階	時間	主な学習活動
買い物に行こう	4	念いた疑問を実際に質問し、解決する。レシートに書かれている内容をもとに、買い物表に記入する。
買う人になって考えよう	3	買い物体験から、買い物をする時、どんなことに気をつけなければならないのかを話し合う。
店の人になって考えよう	2	店の人たちが、どのように買う人の願いに合わせた販売活動の工夫を行っているのかを、家の人のお店に対する願いと対応させながら考える。
しなものはどこから	1	自分たちの食べている食品が広く国内の他地域や外国から送られて来ている事に気づく。
とくしよくのある店	2	地域の特徴あるお店と自分たちの生活のつながりについて、話し合う。

②授業記録 (その1) 買い物に行こう、買う人になって考えよう

1. 大型ショッピングセンターの見学を通して、実際に見たり聞いたりしながら、大型店の特徴を知る。
2. 実際に買い物体験をすることで、多種多様な商品が店頭並び、値段や特徴がそれぞれ違うということ、そして、自分が何を気をつけて買わなければならないのかということを考える。

〈見学、買い物体験の様子から〉



○買い物をする時どんなことに注意しなければならないのか（買い物体験を終えて）

児童 いつも使っているものかどうか・商品の価格・量・新鮮さ（賞味期限など）・品質（味、どこで作られたものか）
お家の方（アンケートをして調べた結果）：新鮮さ・品質（どこで作られたものか）・値段・量

- * 買い物体験から児童が感じた、気をつけなければならないことと、お家の方がいつも気にしていることが概ね一緒であった。
- * 今回の買い物体験を通して、買い物をする際に気をつけなければならないことを、自ら感じとることができた。

③授業記録（その2）

レシートに書かれている内容を知り、自分の買い物の表に値段、購入金額、おつりを記入することで、お金をしっかりと管理することを意識する。



- * 多くの児童から、二重線部分の発言があった。児童との話し合いの中から、家計簿をつけるためという意見が出た。
- * 買い物表も家計簿のようなものであり、お金を管理する時に大切であるということも考えることができた。

④授業記録（その3）とくしょくのあるお店

教師の語りかけ	児童の発言
1. グリーンモールの特徴はどんなところですか？	<ul style="list-style-type: none"> • 一つのお店の中にたくさんのお店が集まっているから、簡単に色々なものを買うことができる。 • たくさんの商品があり、商品が減ったらすぐに買から出すことができるようになっている。 • たくさんの人が来ることができるよう、駐車場が広がっている。 ほとんどの家のお店は小さいからもうつぶれちゃうのかな？
2. Aさんのお家は、グリーンモールではできないような工夫をしていないかな？	<ul style="list-style-type: none"> • たまに、おまけをしてくれるよ。 • 家の近くだから、行きやすいよ。 • 配達専用の車ですぐに届けてくれるよ。 • お家の人を知り合いだから行きやすいよ。 • 親しいから、品物についていろいろと聞けるよ。
3. ほかのお店はどうか？	<ul style="list-style-type: none"> • コンビニは、夜でも買い物ができるよ。 • お弁当やピザを配達してくれるお店もあるよ。

* それぞれのお店が、特徴をいかして私たちの暮らしを支えているということを話し合うことができた。

4. まとめ

今回の学習では、グリーンモールでの見学や買い物体験を通して、色々なことを知ったり、実際に体験したりすることができた。そうした中で、賢い消費者として、自分は、どの店で、どのようなことに気をつけて商品を買えば良いのかを考えさせることができた。また、家計簿のように、買い物表に買い物の詳細を書くことで、お金がどのように使われたのかをすぐにわかることができるようにすることができた。こうした経験を十分にいかして、賢い消費者として育って欲しいと考えている。

経済の基礎知識を 身につけた消費者を育てる社会科学習

～実感をともなった経済の基礎知識の定着をめざして～

島根県社会科教育研究会(中学校)
(実直校: 江津市立江津中学校)

1. 実践のねらい

現在使っている教科書の経済単元には、次の用語が重要語句として太字となって出てくる。

商品の選択 流通 資本 利潤 市場 市場経済 需要量 供給量 市場価格 価格 金融 利子など
P.94～111「新しい社会 公民」東京書籍

ざっと拾い上げただけでも、18ページにわたって、32の用語がひしめいている。どれも基礎知識として必要である。基礎知識とはいえ、用語だけを眺めていると、経済は難解で、生徒にとって経済活動は縁遠いように感じる。

しかし、生徒は必ず何らかの消費活動をしており、そこで行う選択や判断は経済活動そのものと直結している。極言すれば、生徒の毎日の生活は、選択と判断の連続であり、常に何らかの経済活動と関わっており、特に経済活動に関わる法則は、身近なものと言えよう。

生徒が日々経験していることを経済活動に関する情報として取り扱うことができれば、それは、経済の基礎知識を理解するための有効な教材となる。そうすれば、それぞれの用語が指し示す体験の層も厚くなり、生徒にとっても実感をともなった学習となるはずであり、そうやって獲得された用語は生きて働く知恵となるのではないかと考えた。

学習指導要領にも、「身近な消費生活を中心に経済活動の意義を理解させる」ように、また、「身近で具体的な事例を取り上げ、経済活動が様々な条件の中での選択を通じて行われる点に着目させ」るように書いてある。

そこで、日頃行っている消費活動を振り返らせ、生徒が日頃の消費生活の中で、選択を強いられる場面に焦点をあて、授業を組み立てた。

2. 学習のねらい

- (1) 自らの消費行動で行っている選択は、経済活動に裏打ちされていることに気がつく。
- (2) 多種多様な小売店に気づき、その違いは、流通の合理化の違いによることを理解する。
- (3) 価格決定が関わり手の思惑に左右されることに気づき、価格変動を説明できるようにする。

3. 授業の実際

第1時間目

- ① ここ1週間、使ったお金のつかいみちを書かせ、発表させる。
- ② 買うときに考えたことを思い出させ、発表させる。
- ③ ①②の発表を通して、「貨幣」が有限であることに気づかせ、有限性にもとづいて消費行動をしていることを知らせる。

感想: ほしい物はたくさんあるけれどお金は限りあるので本当にほしい物だけ考えないといけない。

第2時／第3時間目

- ① 普段商品を購入する店を書き出させ、発表させる。
- ② 発表された店をグループ分けさせる。(グループ分けは生徒の直感に委ねる。)
- ③ 項目ごとにグループ同士の違いを書き出させる。
比較する項目は、店舗の外見、店舗内の様子、商品、店員など生徒に挙げさせる。
- ④ 項目ごと板書により発表させる。
- ⑤ 価格に着目させ、価格が異なる理由について、教科書に掲載されている流通のモデルをもとに意見を書かせる。
- ⑥ ⑤について発表させることにより、流通の合理化により、価格が異なることに気づかせるとともに、教科書の記述により「流通の合理化」について知らせる。
- ⑦ 商品の価格が高く、人件費等が高くつくにもかかわらず、コンビニエンスストアの経営が成り立っている理由をバーコード、レシートをもとに考えさせる。
- ⑧ ⑦について発表させることにより、消費者に選択を促すために、小売店ごとにさまざまな工夫をしていることに気づかせる。
(※2時間で計画したが、実際は3時間かかった。)

感想：種類分けが店でできるとは思わなかった。どんな違いがあるのか調べたいと思った。

第4時間目

- ① 「きゅうりの入荷量と価格の動き」を示したグラフを読み取る。
- ② 「需要」「供給」という経済用語をそれぞれ「買いたい」「売りたい」という気持ちに置き換えさせ、買いたい時期、売りたい時期を考えさせる。
- ③ きゅうりの場合需要は一年中あるとして、需要量を供給量が上回るのは、いつの時期で、価格はどうなるか確認させる。
- ④ 需要量を供給量が下回るのはいつの時期で、価格はどうなるか確認させる。
- ⑤ 教科書の記述を利用して、市場価格が変化する原因を述べた基本文をつくり、暗誦させる。
『需要量が供給量を上回る(下回る)場合は、価格が上昇(下落)する。』
- ⑥ 身近な商品の価格変動に、基本文をあてはめさせる。(オークションなど)
- ⑦ 教科書口絵の課題「スーパーマーケットなどで、閉店間際に生鮮食料品の値段を値引きするのはなぜか。」の理由について説明させる。
(※実際は5時間目)

感想：値段が高いとき安いときの差に驚いた。

4. 考察

テストでは、実際に授業で学習したことについて出題したが、第1時、第2時の内容についての問題の正答率はそれぞれ64%、74.5%であった。流通は見えないところがあるので、実感を持って理解できなかったようだ。価格は、その点より身近で、実感をともなう理解に近づいた。

[生きる力]をはぐくむ技術・家庭科教育

～デジタル化時代の消費者教育～

島根県中学校技術・家庭科研究会

(主実施校：安来市立伯太中学校)

1. はじめに

中学校の技術・家庭科における消費者教育は、家庭分野の「家庭生活と消費」で全生徒が履修するようになっている。内容は、販売方法の特徴や消費者保護、また環境に配慮した消費生活などである。しかし、デジタル化時代をおかした今日、多種多様のインターネット上のトラブルが発生している。このことをみまえ、「情報とコンピュータ」を学習する技術科でも、インターネットなどを正しく生活に生かすことができる力を育む必要があると考えた。

指導にあたっては、インターネットの生活を豊かにかつ快適にしてくれる光の側面と、使い方を間違えれば、犯罪の被害者・加害者になるという影の側面について考えさせたい。

2. 学習のねらい

現在発生している各種ネット上のトラブル、とりわけ「オンラインショッピング」「ネットオークション」などを調査し、被害者・加害者にならないように生活を送ることの必要性を感じ、正しくインターネットを生活に生かすことができる力を育成する。

3. 学習の流れ

学習内容	学習活動
<ul style="list-style-type: none">・ネットトラブルについて知ろう・オンライン・ショッピングやオークションの疑似体験をしよう・オンライン・ショッピング等の光と影の存在を知ろう	<ul style="list-style-type: none">・インターネットを使っているいろいろなネットトラブルを調べ、レポートを作成する。・疑似体験ソフトを利用して簡単に買い物ができることを体験し、通常の買い物と利便性を比較する。・インターネット・ショッピング等は便利ではあるが、犯罪も多く、トラブルに巻き込まれる可能性があることを知る。
<ul style="list-style-type: none">・インターネットや携帯電話で急ぎしている子どもの消費者トラブルについてその実態を知ろう	<ul style="list-style-type: none">・ショッピングやオークションだけでなく、消費者トラブルの実際をプレゼンテーションソフトで知る。<ul style="list-style-type: none">①架空請求②出会い系サイト③フィッシング詐欺④その他……点検商法、マルチ商法、アポイントメント・セールスなど

4. 授業の概要と生徒の感想

生徒の半数が家庭でもインターネットをしており、1割程度がネット・ショッピングやネット・オークションを経験している。生徒が作成したネットトラブルに関するレポートでは、ショッピングやオークションだけでなく、フィッシング詐欺や架空請求などが多く、生徒の関心が高いことが伺えた。また、中学校卒業後には携帯電話を持つ生徒が多く、携帯電話でのトラブルについてもよく調べられていた。

どんなネットトラブルがあるかを知るために、今回島根県消費生活室から出されている「すくすく消費者17号」や「ヤングのためのくらしのアドバイス」などを活用した。たいへんわか



ショッピング疑似体験

りやすくまとめられており、生徒が理解する上で役に立った。

授業後、生徒の感想には次のようなものが多かった。

- 携帯電話やインターネットなど使っていくとき、便利なこともたくさんあっていいけど、注意しなくてはならないこともたくさんあると思った。トラブルは最終的には自分の責任だと思うけれど、もし困ったら一人で悩まずにちゃんと大人の人とかに相談して上手に使っていきなさいと思った。
- 普段私たちが使っているもので起こるトラブルなのでとても怖いと思った。簡単にサイトにアクセスでき、いろいろな情報も得られるけれど自分の方からも流れている場合があるので、気をつけないといけないと思った。怪しいと思ったサイトにはなるべく入らないようにするなど自分を守る方法はいろいろあると思う。
- ネットオークションは、売り手がどんな人かわからないので、騙されるのを覚悟してやるしかないと思う。だから、今のよう被害が出るのは当たり前だと思う。出品者がどこかの（みんなが言用できる）会社に預けて販売にかけてもらい、落札した値段の何%かを出品者が受け取るような形がよいのではないだろうか。

今回は、参観日を利用して、この授業を保護者の方にも見ていただいた。ネットトラブルなどの状況を知ってもらい、親子で話し合う話題を提供できたと感じている。

5. 今後の課題

インターネットや携帯電話のトラブルは、日々起こっており大きな社会問題となっている。中でも中高生の被害が急激に伸びている。中学校では、トラブルに巻き込まれないようこするための学習や、万一巻き込まれた場合の対処法についての学習が必要になってくる。今後も、このような学習を積極的に授業に組み込み、正しくインターネットを生活に生かすことができる消費者を育てることができるように取り組んでいきたい。



すくすく消費者1号より



授業参観の様子



教育資料・教材情報

「悪質商法対策ゲーム」

特消費者教育支援センターでは、「悪質商法対策ゲーム（新版）」を昨年11月より発行しています。

このゲームは、様々な悪質商法の事例とその基本的な対応・対策について、すごろくヒカカードを用いたゲームを楽しみながら学べる教材です。

悪質で巧みな勧誘や詐欺事件が社会問題となる中、消費者としては是非知ってみたい、クーリング・オフの権利や消費者センターの役割、契約の基本について学ぶことができます。

旧版は平成13年に出版され、平成14年度の島根県社会科教育研究会の消費者教育実践研究委託事業でも取り上げられておりますが、新版では「振り込み詐欺」の増加など最近の状況を盛り込んでいます。本教材は、これから社会にでる若者（中学生以上）を主に、楽しみながら契約やお金に関わる知識を深めてもらう教材として活用できます。

1セット1,500円で同センター（TEL03-5454-3091、FAX03-5790-5340）で注文を受け付けています。詳細は同センターのホームページ（下記のサイト参照）を御覧ください。



賢い消費者になるためのお役立ちサイト

消費者問題関連サイト

内閣府 HP > 消費者の窓 <http://www.consumer.go.jp/>

経済産業省 HP > 消費者政策 <http://www.meti.go.jp/policy/consumer/index.html>

公正取引委員会 HP <http://www.jftc.go.jp/>

全国生活センター HP <http://www.kokusen.go.jp/>

特消費者教育支援センター HP <http://www.consumer-education.jp/>

金融庁 HP <http://www.fsa.go.jp/>

金融広報中央委員会 HP <http://www.saveinfo.or.jp/>

環境問題関連サイト

環境省 HP > こどものページ <http://www.env.go.jp/kids/index.html>

島根県環境政策課 HP <http://www.pref.shimane.lg.jp/kankyo/>

財団法人日本環境協会 HP <http://www.jeas.or.jp/>

特グリーン・ジャパン・センター <http://www.cjc.or.jp/>

特省エネルギーセンター <http://www.ecc.or.jp/>

特経済広報センター HP > 環境プラザ <http://kankyo.kkc.or.jp/>

食の問題関連サイト

厚生労働省 HP > 食品安全情報 <http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/iyaku/syoku-anzen/index.html>

農林水産省 HP > 消費者の部屋 <http://www.maff.go.jp/soshiki/syokuhin/heyu/HEYA.html>

島根県農業衛生課 HP > 食の安全安心情報 <http://www.pref.shimane.lg.jp/yakujisei/>

特農林水産消費技術センター HP >
食の安全・安心情報交流ひろば <http://www.cfqlcs.go.jp/index.htm>

IT 問題関連サイト

総務省 HP > 情報通信白書 for Kids <http://www.kids.soumu.go.jp/>

総務省 HP > 電気通信消費者情報コーナー http://www.soumu.go.jp/joho_tsusin/s-jyoho.html

警察庁 HP > サイバー犯罪対策 <http://www.npa.go.jp/cyber/>

インターネットホッパライン連絡協議会 <http://www.iajapan.org/hotline/>

編集・発行／島根県・島根県教育委員会 平成18年3月発行

〒690-0887 松江市殿町3番地3 島根県市町村振興センター（タウンプラザしまね）5階

島根県環境生活部環境生活総務課消費生活室

TEL(0852)32-5103 FAX(0852)32-5918

ホームページURL (<http://www.pref.shimane.lg.jp/shohiseika/su/>)

本誌に対する御意見・御要望を
お寄せください。



※環境にやさしい大豆インキを使用しています。

100%大豆インキ使用済み紙製

12